

東京大学経営協議会内規

平成16年4月1日
経営協議会可決
東大規則第6号
沿革

(定足数及び議決方法—規則第7条関係)

第1条 東京大学経営協議会規則 (以下「規則」という。) 第7条第3項による特例は、次のとおりとする。

特例を適用すべき事項	定足数	議決に必要な数
規則第10条(規則の改廃)及び本内規第5条(内規の改廃)	委員の3分の2	出席者の3分の2

2 前項によるほか、経営協議会の議決により、別段の定めをすることができる。

(議長の表決権)

第2条 議長は、規則第7条第2項の規定により出席委員の過半数で議決するときは、表決権を行使しないものとする。

(総長解任の申出の発議に関する特例—規則第4条関係)

第3条 規則第4条第3項に定める総長解任の申出の発議に関しては、出席委員のうち最年長の者(理事及び副学長を除く。)が議長の職務を代行する。

2 総長解任の申出の発議に関しては、定足数は委員の3分の2とし、議決に必要な数は出席委員の3分の2とする。

(運営方針委員解任の申出の発議に関する特例—規則第4条関係)

第4条 規則第4条第4項に定める運営方針委員解任の申出の発議に関しては、定足数は委員の3分の2とし、議決に必要な数は出席委員の3分の2とする。

(本内規の改廃)

第5条 この内規の改廃は、経営協議会の議によってこれを行う。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

沿革

東京大学経営協議会内規

体系情報

□第1編 組織及び運営

▽第1章 基本組織、経営協議会、教育研究評議会及び運営方針会議

沿革情報

◆平成16年04月01日 経営協議会可決

◇令和06年09月18日